

12月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成26年12月25日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	市役所別館 3階会議室
出席委員	委員長 永山 真江 委員 末次 徳嘉 委員 田島 みき 委員長職務代理者 諫本 憲司 教育長 三笥 眞治郎
出席参与	教育次長 高倉 謙市 学校教育課長 江嶋 久典 文化財保護課長 財津 俊一 咸宜園教育研究センター長 池田 寿生 兼 世界遺産推進室長 人権・同和教育室長 森田 寿美香 教育総務課長 佐藤 公明 社会教育課長 田中 孝明 博物館長 河津 美広 淡窓図書館長 池永 晃 学校給食課長 財津 光和
書記	教育総務課 総務企画係長 福井 龍太郎
	教育長報告 協議事項 日田市立小学校教職員の不祥事について 協議事項 教育委員会制度の改革について 報告第35号 平成26年11月期分寄付採納について 報告第36号 平成26年度 体力・運動能力等調査について

<p>永 山 委 員 長</p>	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>ただいまから12月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、11月定例教育委員会の議事録について御確認をお願いします。訂正や変更などあったらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>ありませんか。では、11月の定例教育委員会議事録について、会議終了後に署名をお願いします。</p> <p>では次に、教育長からの報告事項をお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>新聞等でも報道されました教職員の不祥事についてでございますが、まずは、今回の不祥事によりまして、日田市の教育への信頼が著しく損なわれましたことに対し、心よりお詫びを申し上げる次第でございます。</p> <p>内容につきましては、事前に御報告を申し上げてきたとおりでございますが、昨日の午後3時より記者会見を行いました。冒頭に、いわゆる逮捕事件ではないこと、あるいは捜査の過程上にあること、また、正常な学校運営の維持の観点から、学校名や個人名は非公表とすることをお断りし、当事者本人及び校長から聞き取った内容の発表を行いました。</p> <p>日田市教育委員会として、今回の非違行為を大変遺憾に思うと同時に、関係者の皆様に心からお詫び申し上げること、また、二度とこのようなことのないよう管理職を初め全教職員に対して綱紀粛正、とりわけ非違行為の防止の視点に立った服務規律の保持についての指導の徹底を図る旨発表いたしました。</p> <p>併せて、現在、県教育委員会に対し報告を行っていることや、処分については今後、任命権者である県教育委員会が行われることになる旨の発表をしたところでございます。</p> <p>なお、本日午前中に臨時校長・教頭会議を持ちまして、今回の概要及び経過の説明、それから私からの訓示、そして今後の取り組みについて指示を行ったところでございます。</p> <p>各学校でも今日、または明日中に臨時の会議を持ち、本日の趣旨を全教職員に周知徹底するよう指示をしたところでございます。</p> <p>特に、今回の不祥事を教職員が自らの問題として、信頼回復に向けて全教職員で不祥事防止の取り組みを行うこと、その際、教職員の規範意識の見直し、それから学校組織としての不祥事防止体制の見直し、さらに相談体制の見直しの3点についての見直しを行い、二度と不祥事を起こさない実効性のある取り組みを行うよう指示し</p>

	<p>たところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日最初の協議事項については、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び日田市教育委員会会議規則第16条第1項の規定により、非公開の審議としたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、協議事項、日田市立小学校教職員の不祥事については非公開審議といたします。</p> <p>《以下、会議内容については非公開のため、概要のみを記載する》</p>
永山委員長	<p>協議事項「日田市立小学校教職員の不祥事について」説明を求める。</p>
教育長 及び 学校教育課長	<p>協議事項「日田市立小学校教職員の不祥事について」説明</p>
永山委員長	<p>各委員の質疑を求める</p>
教育長 及び 学校教育課長	<p>各委員からの質疑に応答</p>
永山委員長	<p>協議事項の了解を求める。</p>
各委員	<p>了解</p>
永山委員長	<p>これ以降の審議については公開の審議といたします。</p> <p>では、協議事項の2番目に入ります。教育委員会制度の改革について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課でございます。別冊1の協議事項、教育委員会制度の</p>

改革についてという資料をお願いいたします。

1枚めくっていただきますと、教育委員会制度の改革についてということで、資料その8と表記をさせていただいております。この資料をめくっていただき裏の面でございますけど、教育委員会制度改革の主な項目として、ここにナンバー1からナンバー7まで項目建てをさせていただいております。

この資料のつくりにつきましては、先月の定例教育委員会、その一つ前の10月から制度改正について御説明を申し上げてきました。こういったものに続く内容的な整理として作成しております。

ナンバー2、教育委員会について、そしてナンバー4、総合教育会議について、そして3項目め、ナンバー6、経過措置等についてという項目建てで今回取り上げさせていただいております。

早速内容でございます。資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、教育委員会についてということであります。改正法の概要をそこに左側のページでございますが、①から⑥まで掲載をいたしております。

まず、①でございます。教育委員会は、教育長及び委員をもって組織することとしたことでございます。右側が日田市の対応といたしておりますが、中には一部解説的な表記をした部分もございますので、御了解いただきたいと思います。

①につきまして、教育委員会の組織（現行）では5人の委員、ここにありませんけど、現在は5人の教育委員として、うち1人は教育長という制度でございますが、これが改正後においては、教育長及び4人の委員という改正となっております。

続く②でございます。教育委員会の会議は教育長が招集しとございます。これは日田市の対応のところを見ていただきますと、現行では、「教育委員長」が招集しということとなっております。

また、同数の場合については、改正後は、教育長の決するところ、現行では「教育委員長」の決するところ、こういうふうになっております。

この②につきましては、括弧書きがございます。日田市の対応といたしまして、日田市教育委員会会議規則の改正が必要となっているものでございます。

続く③教育長はということで、2行目でございますが、会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないこととしたことでございますが、この項目につきましては、今回

の改正法で新規に設けられた項目でございます。これにつきまして、日田市教育委員会会議規則の改正等で追加が必要となっているというふうに考えております。

続く④教育長はということで、2行目の終わりのほうですが、教育委員会に報告をしなければならない。いわゆる教育委員会規則等で定めるところ、委任の事務等については教育委員会に報告しなければならないということでございます。

日田市の対応といたしましても、この日田市教育委員会事務委任規則等が現在ございますので、こういった内容、それから時期など定める必要が出てまいる、そういうふうに考えております。

この日田市の対応のその下に、4の下にございますが、以上①から④につきましては、経過措置の適用がございました。後ほど6ページで詳しくお伝えをいたしますけれども、現在、教育長の任期等の関係がございましたので、そういった経過措置の関係で施行日以降であっても、なお現在の規定等がそのまま継続するというふうな考えの部分がございました。

続く⑤でございます。教育長は、議事録等を作成し、これを公表するように努めなければならない。現行、日田市におきましても、議事録を作成の上ということで、これまでどおり公表してまいる、そういう考え方でございます。

⑥教育長及び委員はというところでございますが、ここに追加の項目で載っておりますが、日田市の対応のところを見ていただきますと、⑥法改正によりまして「大綱に則して」、そして「児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」という文言が追加をされて、これは服務等の関連になりますけれども、教育長及び各委員の服務の関係の整備でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページ等につきましては、留意事項ということで、先ほどの法改正の解説的な部分になりますけれども、まず、通知内容のほう、左側ですが、上のほう(2)とございます。会議の透明化ということでございまして、これまでも多くの住民の方が傍聴できるようにということ、こういったことの位置づけがございました。

それで、日田市の対応のところを見ていただきますと、これまで平成23年度以降の傍聴の方の実績をここに記しております。23年度が7人、24年度が7人、25年度が16人、26年現在まで8人と、これはどちらかというと少ないほうの人数ではないかというふうに考えておりますので、今後、多くの機会を使って会議の

開催等を皆様に周知をしていく必要があるかと思っております。

続きまして、その下のほう（４）委員の任命のところでありませす。

まず、①とございますが、教育委員の資格要件については変更がないということですが、これまで以上にいろんな角度で一番下の行ですが、教育委員会の委員たるにふさわしい幅広い人材、こういったことがこの中でうたわれているところでもあります。

続く②のところでもあります。また、同様の観点からということで表記がございまして、ここについてはいわゆる委員の方の人数をここに整備をしております。

まず、上段のほうを見ていただきますと、町村、それから町村のみが加入する組合におきましては、条例で定めることによって、２名以上、いわゆる小さい町村等においては、人数は減らすことも可能であると、これはこれまでと同じような内容なんですけれども、ただし、教育長の事務執行をチェックするという委員の役割に鑑みとあります。ということで、可能な限り４名とすることが望ましいというふうになっているところでもあります。

さらに、各地方公共団体の条例で定めるところによりとあります。これは県の教育委員会並びに市の教育委員会と考えてよろしいかと思いますが、におきましては、法令で先ほど言いました教育長と教育委員４名とありますが、これを条例を定めることによって５名以上とするということが可能であります。

さらに、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させるなどのためというところですが、委員の数を５名以上とすることも積極的に考慮されるべきであると、こういうふうに法改正の考え方を整備をいたしております。

この日田市の対応、右側を見ていただきたいんですが、まず、新しい制度は今申し上げましたとおり、教育長と４人の委員をもって組織するという、ただしということで、先ほど申しました考え方が示されております。今回の法改正に伴いまして、委員を５名以上とすることも可能となっておりますので、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させるなどの観点から、日田市においても委員の数について検討の必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

括弧書きのところですが、その場合については、日田市教育委員の定数の条例の制定が必要となってしまうというふうな考え方でございます。

これに関しましては、次の3ページを開いていただきまして、日田市の対応のところの上のほうですが、ほかの自治体の考え方をここに掲載をいたしました。これまで、今回の法令の改正に伴わない各自治体の独自の考え方で条例を制定をして、委員の数を変更しているところの考え方をここに1から4まで掲載いたしました。

まず、①教育を第一に考えている方針の一環として、教育に関してより多くの声や、意見をいただき、教育委員会を充実させるために増やすことであると。

続く、2番目ですが、レイマンコントロール、いわゆる素人集団という考え方のようです、住民による意思決定の意味から、保護者や地域の団体等さまざまな立場の委員による意見を反映させる必要がある、こういう考え方。

それから、③でございます。その時々 of 教育的課題など教育委員会に求められる職務・職責に対応する必要がある。

それから、④は重複しますけれども、多様な市民の意向を教育行政に一層反映させるため、こういった理由によって条例を制定をしているというふうな例示でございます。

続く、他市の状況を少し調べてみたところでございますが、大分県内各市の状況といたしましては、今回の制度移行によるということの根拠をもって各委員増員の考え方は、現在のところ持っていないようでございます。

続く、全国の例、これについては、先ほど来、今回の制度改正によらない従前からの条例制定の例として幾つか行っているところでございます。

特に近くでは、上段の中ほどにありますけど、佐賀県の武雄市については9名の委員さんということで、明くる1月1日の条例施行というふうな設定をしているようでございます。

続きまして、別項目でございます。3ページの(5)とございます。自己点検・評価の活用というふうな形で書いております。これにつきましては、私ども日田市として、先月も取り上げさせていただきましたが、「教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価報告書」について、平成23年度の決算事業から取り組みをさせていただいております。

その下(6)でございます。これについても、下から2行目ですが、公聴会や意見交換会の開催など、積極的な機会を設ける必要があると、こうありますが、日田市の対応といたしまして、教育懇談会等を現在も開催をしているという考え方で整備をしております。

続く、大きな項目の第4、総合教育会議についてでございます。

まず、改正法の概要ということで、会議の設置、構成員などでございますが、①地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする事としたこととございます。全ての地方公共団体に設置の義務があるという考え方でございます。

これを受けまして右側でございますが、日田市総合教育会議を実施する。いわゆる設置をするということ、そして会議は、あくまでも市長が招集するという考え方でございます。

この場合は、日田市総合教育会議の設置要綱等が必要となつてまいる考えでございます。括弧書きに書いてありますとおり、総合教育会議の設置目的はここにあるとおりでございます。

続く②でございますが、構成でございますが、総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成されるということとございます。

したがいまして、日田市の対応として会議の構成でございますが、先ほど少し経過措置のお話を差し上げましたが、日田市においては市長、それから教育委員ということ、現行の考え方ということでそのまま移行していくというような考え方になろうかと思っております。

ここに図の1と参照ということを書いています。これはその上のほうに図示をしていますが、少し小さくて申しわけありません。これについては、いわゆる総合教育会議はこの図の左側というふうに見ていただければと思っております。

なお、総合教育会議の資料として、本日別添でお配りをさせていただきました。参考資料ということで、A4サイズの資料を送付させていただきました。これにつきましては、御説明のほうは割愛をさせていただきますけれども、長野県の教育委員会が本年の10月の30日に法令の施行前に、いわゆる全国に先駆けて長野県の総合教育会議を設置をしたと。そして、その会議の中でどういった内容を取り上げるかということ、最後にいわゆる県でございますので、知事部局と教育委員会の連携が必要な課題、これが一番最後のページでございますけど、資料の3と書いてありますが、こういった部局をまたぐ課題、こういったところを取り上げたという参考例として送付をさせていただいております。総合教育会議の進め等のイメージ的なものになるかと思っております。送付させていただきました。

資料に戻っていただきまして、4ページでございますけど、通知内容の左側でございますけど、ここに(2)とあります。会議にお

ける協議事項、協議・調整事項とあります。総合教育会議では何を
するのかということになってまいります。ここに（１）（２）それ
から（３）とあります。

（１）大綱の策定に関する協議、この大綱につきましては、先月
の教育委員会の中で少し御説明を差し上げたところの日田市の大綱
を策定する、もしくは既存のもの修正的なものの位置づけをする、
こういったことを協議するということになるかと思っています。

それから、（２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の
実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべ
き施策についての協議ということになっております。これについては、
例えば学校施設整備であるとか、そういったことに関連するもの
のようでございます。

それから、項目（３）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害を
生じとあります。この項目、こういったことで総合教育会議の中で
協議すべき事項ですよという例示をしておるところでございます。

それから、続く（３）においては、当然協議した事項については、
市長それから教育委員会、それぞれ尊重義務が出てきますという
ふうな表記のところでございます。

少し飛ばさせていただきます、５ページでございますけれども、
この中ほどに（３）とあります。今申し上げました会議の協議
事項等の具体的な解説でございますので、この①②③と先ほどの
対するものでございまして、こういった具体的な内容で例示をして
いるものであります。

特に日田市の対応のところを見ていただきますと、日田市のいじ
め防止基本方針、こういったことを策定をしております、この中
でも重大な案件が出てまいった場合の対応として、市長とどうい
うふうに連携をしていくかというところがございまして、こうい
ったところでも少し改定の必要が出てまいるのではないかというふう
に考えているところでございます。

続きまして、６ページをお願いいたします。

６ページの中ほどに（６）その他という項目がありまして、この
②であります。②会議の事務局ということでありまして。今回、総
合教育会議におきましては、市長が招集するというところございま
すので、いわゆる事務局は市長部局が当然のことながら担当するとい
うふうな位置づけでございます。ただし、この②の下から２行目で

ありますが、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務は教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であるというふうにありますので、これを受けまして、日田市においての対応としては、ここの囲みのところでありまして、今後事務局は市長部局が担当するのか、それとも教育委員会が担当するのか、こういった検討をしていくというふうに考えております。

なお、ここには表示をしておりませんが、情報によりますと、大分県では事務局は知事部局が行うと。ただし、調整等の関係で県の教育委員会も一部担当するというふうな情報はいただいているところがございます。

6 ページの下のほう、大きな項目の3項目めです。経過措置についてでございます。

ここについては、先ほど現在の教育長の在職する期間については、現行法の関係規定がそのまま効力を有するというところでございまして、右側の現教育長の任期を表示をさせていただいておりますが、28年の11月の14日ということになっておりますので、その間については改正後の教育長という位置づけではなく、この期間については現在の教育長という、そういった効力の継続ということでございます。

続く7ページの一番上につきましては、通知内容の(2)でありますけど、現在の教育長の経過措置がありますので、したがって、委員長職についても、同じように継続をしてまいるというふうな経過措置であります。

それから、この中ほどに(6)とあります。改正法は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行するというところであります。

一部を除きとあります。これについてはこの上のほうを見ていただきます、(3)ということにありまして、新教育長の任命のために必要な行為は、改正法の施行の前においても行うことができるということでございますので、こういった条項を除いて全面的には27年の4月1日からというふうな表現であろうかと思っております。

続く留意事項等の内容につきましては、事務局の機能の強化でありますとか、関係の規定等を整備していくというふうな項目の表示でございます。

以上、今月取り扱いさせていただきました教育委員会について、そして総合教育会議について、そして経過措置等についての御説明

<p>永山委員長</p>	<p>でございます。 以上でございます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>では、協議事項、教育委員会制度の改革について、御意見、御質問などありませんか。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>今回特に項目がかなり数多くございますが、この中で、2ページの委員の任命というところ、先ほど御説明をいたしました、こういった条例の制定が必要となりますけれども、こういった背景から委員の数を日田市においてもどうすべきであるかなど少しお考えをいただければと思っております。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>資料の2ページから3ページにかけてのところですね、委員の任命について、人数、その他について御意見などをお願いします。</p>
<p>諫本委員</p>	<p>確認事項ですが、新しい制度では、教育長及び4人の委員ということになっていますね。教育長は委員という扱いではなくて、今委員ですね、それがもう委員から外れるということでもいいんですか。 もう1点、教育長にかわる職務代理者になるんですか、これについての選考などについて、確認したいのですが。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育長の身分の考え方でございますけれども、現在は、まず教育委員の身分をまずお持ちになられています。議会の同意をいただきながら任命という、これは教育委員としての任命、その上で5名の教育委員さんがおられる中で、教育委員会の中で教育長ということで選任をされるという手続になっております。 これが改正法におきましては、新教育長は、議会の同意を得て任命をするということですので、教育委員ではなくなっております。一つの身分だけを有する、そういう新しい教育長となっているところであります。 それから、2点目でございますけど、職務代理の考え方的には、今回の改正の中では、来月の定例委員会の中で新教育長についてという項目を取り上げさせていただく予定でございました。この中でも、通知の中にありますが、少し読み上げさせていただきますと、新しい教育長の代理ということで、いわゆる新教育長は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任するというふう</p>

	<p>に第一義では示しております。</p> <p>ただし書きがございまして、どうしても団体によってそういったことが困難である場合については、その職務を教育委員会事務局職員に委任することは可能ですというふうに、職務代理をいわゆる事務局職員に委任することは可能であるという、そこまで考え方を示しておるところではございます。第一義では委員の皆様の中から選任をするというふうになっているところではございます。</p>
末次委員	<p>その事務委任ということは、教育委員が非常勤だからという一つの背景があるわけですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
諫本委員	<p>先ほどのお尋ねの件ですけど、委員数が何人かということですが、実際にこの制度が始まったわけではないので、どういう状況か想像するのが、確かに一番困る。難しいので何人がいいとか、見当がつかないんですけども、ただ、教育長が委員から外れ、今5人の教育委員でやっているのが、新教育長がいらっしゃってあと4人ということ、審議する内容のこともあるんですけども、教育長の事務執行をチェックするという委員の役割に鑑みというようなことがあるので、そういったことを考えれば、4人が少し増えるというようなことも機能的には考えられなくもないかなと思います。</p> <p>今の段階ですので、なかなかどれがいいのかというのはわからないんですけども、それから、可否同数のときに教育長の判断で決するところというようなことになっていると思いますけれども、今、そこが奇数であればそこに至らないこともあるし、誰か賛否を棄権した場合、またそういうこともあり得るかもしれませんけれども、意見をより広くいただくという意味とか、チェックの機能とかということからは、余り多いというのはイメージできないんですけども、少しの増員が考えられなくもないかなという程度でしか考えられません。</p>
永山委員長	<p>武雄市が9名ということで、いいこともきっとあると思うんですが、デメリットもありますよね。増えたことでの、何かそういう情報は、入ってますか。まだ9名で実際にスタートしてるのでしょうか。</p>

教育総務課長	<p>電話等で少し聞き取りを行いました。条例の施行を今待っている状態だということで、その後、いつの時期に選任の事務に入っていくとかいうところまではまだ至っていない、当然ながらですね、それと、はっきりその辺も明確になっていないということでしか聞き取りができておりませんでした。</p>
永山委員長	<p>はい、わかりました。</p>
末次委員	<p>委員の数の問題ですが、最終的に任命は市長が行うことですが、教育委員としてそこまで踏み込むのはどうかな、という思いがあります。この法改正の中で、ここにありますように多様な民意を幅広く反映させる等のため、積極的に考慮されるべきという通知文が入っていますね。</p> <p>ですから、ここまで踏み込んでいますから、この内容をある程度受けとめていく考えが市長の中にも私はある時点には出てくるかと思えます。ですから、このことについては、私、一教育委員としてはその言葉を受けとめていくべきかなと思っています。</p> <p>もう1点は、現教育長さんが28年の11月14日までは教育委員5人でいくわけですね。ですから、仮に増員するなら、どの時点かというのが一つ考えさせられることになりますね。28年の11月14日、この後にする場合については、5名がいいか、6名がいいかというのは、市長さんがお決めになることですから、議会の同意を得ながら、そこがちょっとどうかな。</p> <p>ただ、総合会議は27年4月1日から走っていかなければならない。そのときには市長と教育委員の今の現行体制の中で総合会議の中で大綱を定めていくということになっていきますから、その辺がどういうふうにボリュームを決めていくかなという思いがあります。</p> <p>ですから、その辺が、事務局としても非常にお答えにくいかなと思っておりますけども、今までの事務の進め方において、27年の4月1日以降から検討されるのか、また28年の11月に、いわゆる経過措置が切れる時点でこのことを考えていくのか、その辺のお答えができる範囲でいいですから、お聞かせ願えればと思っております。</p>
教育総務課長	<p>経過措置の関係につきましては、現行の教育長、それから教育委員との位置づけが継続するということは、もう見通しの中でははっきりしていると思っております。</p>

	<p>今回の制度改正によって、教育委員をどう考えるかという点については、根拠的には制度改正によってというところがあるわけですが、従前から各自治体によっては法令、法律の考え方的には示した上でただし書きで、条例制定で可能とするということが、これまでもありましたので、仮に近い議会の中でその条例を制定すること、これは事務的には不可能ではないというふうに考えております。</p> <p>その上で、結局いつの時期にするかというのは、これからになると思うんですけど、事務的には近い、どういう時期でも可能である、そういうふうには考えております。</p>
末次委員	<p>自治体は、条例で決めることができるから、何も今の経過措置の切れる時点で、そこに何もこだわる必要はない。いわゆる委員の5人の関係で、条例で27年4月1日以降からそういう体制でいくのか、経過措置の体制でいくのか、これはもう、市長のお決めになることですから、私たちがここに踏み込むわけにはいかないんじゃないかと思っております。</p> <p>ただ、先ほど申し上げましたように、積極的に考慮されるべきという、こういう通知文が出てくると、そのほうは市長が受けとめるものかな、また、私たちの教育行政が充実していくことが一番第一の目的ですから、その辺のもうちょっと考え方の中で基本的に見定めていくべきかなと、今はそういう思いです。</p>
永山委員長	<p>私はまだよく把握ができていないところがありますが、例えばこういう定例委員会みたいな場ってというのは、どこに位置づけられることになるんでしょうか。この総合教育会議というのは、こういう場とは全く別の考えですよ。</p>
教育総務課長	<p>これまで、いわゆる執行機関としての教育委員会はこのまま続きますので、当然そこに委任をされました事項についての議決でありますとか、そういった協議についてはこういう定例教育委員会、それから臨時委員会等を、これまでどおりに継続していく形になるかと思っております。</p> <p>総合教育会議については、今回の法改正によって新たに設置義務が出てきたものでありまして、その項目については、いわゆる市長の考え方と教育委員会の連携が必要な項目をきちっと会議を持つということで、はっきりとさせるという意義があるようですので、定</p>

	<p>例の教育委員会、臨時の教育委員会とは別な設定で新たに設けるものというふうに考えております。</p> <p>それは、どの頻度でこういったタイミングでやるかというのは、今のところあくまでも市長の考え方、いわゆる市長が招集するということがありますので、二次的に教育委員から招集を求めることはできますけど、あくまでも市長が必要があるというときに開いていく会議になろうかというふうに考えています。従って定例の会議とは別物であるということです。</p>
永山委員長	<p>そうですね。はい、わかりました。ほかに御意見ありませんか。</p>
諫本委員	<p>総合教育会議についてですけども、このまま行けば4月に一応編成をされるということになるんですか、このメンバー、この市長でということになるんですか。</p>
教育総務課長	<p>設置要綱等は準備が要りますけれども、イメージ的には今の教育委員さんと市長、事務局というような設定になろうかと思っていますので、関係箇所長がどの程度かというのははっきりしませんですけど、市長、教育委員、それに事務局、そういうような設定だというふうに考えております。</p>
永山委員長	<p>ここが滑り出してみないと、その人数がどのくらいがいいかというようなことも、多分皆さんイメージが湧かないと思います。実際にどの程度、多数決が必要になるか、これまではそれほどなかったと思います。意見が真っ二つに割れてもう決めようがないほどに分かれるとかいう事態が、今まで経験がないので、多分総合教育会議で今までのこういう定例よりも、大きな目で考えなければならぬような議題がたくさん出てくるとと思います。人数を増やせばいいのかわかりませんが、保護者を増やせばいいのか、余り人数が多いと、またそれも難しいんじゃないかなど、今皆さんの意見が割れてわからなくなっています。これはもう4月から、とりあえずは進めることなんですね。</p>
教育総務課長	<p>総合教育会議は4月になって、早い時期というところで一応解説の中にあります。ですので、4月中につくらないといけないとか、そういった表記はありませんので、ある程度の準備行為を済ませて、市長等の日程調整の末というふうな考え方でおります。</p>

	<p>その中で、こういった協議事項を出すのかということも現時点でははっきりしておりませんが、大まかには先ほどこの資料の中にもありましたけど、大綱の策定とか幾つか例示をされている。今委員長が申しました大きな項目というような捉えにはなろうかと思っています。</p> <p>参考資料で長野県の教育委員会の総合教育会議の資料をおつけしたんですけど、このときも、この資料にはありませんが、担当は知事部局が行っているようです。この一番最後の資料の3、これはいわゆる福祉部局の部分がありますので、この福祉部局の担当部長さんがこの資料の説明を行っているというふうな内容のようですので、また、長野県の例もまだ試行錯誤の段階だと思います。こういったお題目を出して、第1回目を開いたと、それも法施行前です、ね、こういったことではしていったらいいだろうかみたいなところの、最初の立ち上げではないかというふうに思っておりますけれども。</p>
<p>諫 本 委 員</p>	<p>同じことを何回も確認するようですが、結局、市長が、総合的な市長としての市政運営をする部分とそれから、教育委員会は教育行政を図っていくというところで、大きな意味での流れとか方向性とか、そういうようなことで調整をして、それぞれのところでその役割を果たしていこうということですね。</p> <p>イメージ的にざっくりとそんな感じでしょうか、細かいことはその上で教育委員会をまた進めていけばいいし、両方にわかるようなことではそこで調整をしながら、それぞれのところで反映していけばいいというようなイメージですかね。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>あくまでも職務権限については、変更点がありませんので、私どもの日田市の教育委員会の委任事項と、いわゆる市長部局から教育委員会に委任事項等があります。それについては変更がないというふうに考えていますので、今、諫本委員言われました、これまでどおりの職責については、継続をしていくということです。</p> <p>したがって、そういった職責の範囲はこういった定例教育委員会等でまた議論をしていただくということになろうかと思えますし、市長部局は市長の担当の部分については、当然これからも継続してまいるわけですが、例えばいじめ問題等が起こったときに、早く対応しないといけないと。それは過去の滋賀県の大津市の例等を反省して、その対応を怠ったために最悪の事態になったというよ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>うな例も、今回の法改正の基本もあるようですので、そういった重大なケースが起こったときに、一同に会して、会議を持つことによって対応をしていくとこ、そういったことが明記されたということを考えればいいかというふうに思っています。</p> <p>これまでは、それぞれ市長部局と教育委員会での総合調整というのは、法の中でも実は別な条項でうたわれておりますので、連絡を取り合っやっていこうというのは、実はあったわけですが、一同に会してという会の設定そのものはもうなかったというふうになっていきますので、それを今回はっきりさせたというふうなお考えのようです。</p> <p>私も事務局でなかなかわかりにくいところがあるんですけど、長野県の資料を見て、教育委員会との連携が必要な主な課題というのがございますけども、これ見ると、もう日田市においても、やはり総合教育会議の中で踏み台として取り上げられるテーマというものになるのではないかなという予想がされるわけですね。</p> <p>そうすると、今までの教育委員会よりも、非常に議題が範囲が広くなるし、首長部局というか、特に福祉関係との連携というのは重要になってくることが多いかなというふうな感じがしますね。そうすると、先ほど委員の数を考えることも、積極的に考慮されるべきという一文がありましたけれども、それも一つの考え方かなというふうに私は思うんですけど、一つちょっと確認したいんですけども、例えば総合教育会議は来年の4月からやりますよね。</p> <p>例えば条例で教育委員さんの人数とかをある程度、例えばの話ですよ、今5人のところを新教育長と教育委員さんが4人になれば、両方で5人とかに条例だけ改定しておく。そこに改定したらすぐ人を入れるのが普通でしょうけど、まだ暫定移行期間、そういう中でそこをあけておくとかいうことも可能なんですか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>通常であれば、条例等制定については必要性があるからということが基本になろうかと思っておりますので、通常条例の制定、施行が始まりますと、早い時期に当然準備期間等も含めて選任で進むだろうというふうに思っております。</p> <p>ただ、その期間がどのくらいの期間が必要かというのは、その次に出てくる部分があるかと思っておりますので、1カ月でどなたかがとか、そういうことにならないケースも考えられますので、ある一定の期間は出てくるかなというの我也思います。</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>ただ、つくったけれども、一向にそういった事務をしないということは通常は考えられないと、やっぱり思うわけでございます。</p> <p>今の話の中で、例えば移行期間、経過措置がありますので、4月1日から制度がスタートします。何人とかいうふうに決めて、5人なら5人とか6人とか決めて、結局、それが余り先になれば、施行が先になれば、それなりの理由というのがはっきり必要かなというふうに考えますですね。</p> <p>やはりかなり先であれば、その時点でもいいんじゃないかということになるかと思しますので、そこあたりの条例は一応何名ということで決めて、そしてそれが数カ月ぐらいであれば、それはあり得るかもしれないんですけども、先に延ばすなりの理由というのが明確にないと、ちょっと厳しいのかなというふうに考えますですね。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>そうすると、もう総合教育会議が4月から始まるんで、もう新体制で考えて、移行期間は今のとこいかないけど、新体制でのことを考えて、考え方は進めていったほうがいいんじゃないですね、特に人数とかに関しては。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>総合教育会議の中で、例えば大綱の策定とか、あと大綱の策定ということになりますと、方針的なものとか非常に大きなものに、そういったところの協議になるかと思しますので、そういった意味ではいろんな意見というんですか、そういうのをいただく必要があると、まさに民意を反映したとか、そういったところにもございますので、そういった意味から委員の数を増やすということも考えられるという、そういう見解で今上がっているというふうに理解しております。</p> <p>ですから、一番理想的なのは、4月に制度がスタートする、それにあわせて委員の数ももし増員ということになれば、それが一番理想的かなというのは考えているところであります。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>1点、例えば1人という増員とかなれば、まだ違うと思うんですけど、複数の委員さんを増やそうと仮に考えましたときに、委員さんが各年偏らないようにとの考え方があるようですので、そういった意味でいいますと、選任の時期がずれてきて当然だと、一部そういう考え方は出てまいるかと思っております。</p>

永山委員長	<p>今日の話し合いで少し見えてきたところもあるんですが、例えば人数の部分とかは決めるのは教育委員会の会議で決めるということですか。</p>
教育次長	<p>これについては、結局市長のほうの権限が入ってきます。ただ、市長が一方的な考えになるか、ある程度いろいろな意見を聞いてといたったこともあります。最終的には、教育委員会が決定するのではなく、あくまでも市長の権限になっているところでございます。</p>
教育総務課長	<p>委員長、済みません、最後に7ページなんですけど、先ほど私が申しました委員の任期というところなんですけど、7ページの大きな留意事項の(1)の④でございます。ここに、いわゆる委員の任期という表記がありまして、一度に偏らないようにという考え方がここに出ております。</p> <p>現行の各委員さんについても、偏らない時期の任期というふうな考え方がありますので、今後、新たに任命の場合についても、ここに考え方が少し出ておると。最初の任命のときもありますし、4年間の中で短い任期の設定も可能であるというふうな形で偏らない任期の設定を考慮しなさいという解説があるところであります。</p>
教育次長	<p>先ほど教育長のほうからお話がありましたように、制度は条例で人数を例えば増やすとかいうことにもしなつたとしても、もしここあたりで調整が必要だということになれば、それを理由に例えば施行がどういうふうにとということも、これはまさに勉強しなきゃいけないところで、まだ私わからないんですけれども、そういう可能性もあるのかな、少しそこあたりは勉強させていただきたいと思えます。</p>
教育総務課長	<p>委員長、続けてよろしいですか。今月もこの資料を提示をさせていただいたんですけど、まだ具体的な国からの通知はこれ以降全然ありません。したがって、新たな情報とかも、最終的にはこういった形で全ての目次にもありますけれども、ナンバー1の新教育長から経過措置等についてまでを全てある程度整理をして、で、最終的にはまとめていきたいと思えますので、本日、結論づけみたいなどころはないかというふうに考えております。</p>
永山委員長	<p>わかりました。では、今日出てきた内容について、これだけは</p>

<p>田 島 委 員</p>	<p>言っておきたいということがあれば、お聞きしてたいと思います。</p> <p>質問ですが、人数のことからは離れるんですが、総合教育会議と教育委員会での今までの定例会議との共存というか、連携というのか、長野県の一例を見ますと、総合教育会議ではもう少しくりが大きいところでの話し合いが、テーマを4つに分けてつくっているようですが、結局、市長さんを頭に総合教育会議では、例えば年に何回か必要とされるときに招集されて、一番最初には大きな項目が設定されて、年の何回かのミーティングの間にそれぞれの項目がどれぐらい進行されているかというような確認というような会議との理解でよろしいんですか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>お尋ねの点について、私どももまだ具体的な準備ができておりませんので、そういった意味でいうと詳細は申し上げられませんが、まず4月になって早い段階で設置をするという必要はあろうかと思っています。つまり、日田市総合教育会議を設置しましたという、そのためには例えば今考えられますのは、その中の大綱、日田市の大綱をどうするかという、こういったことがまず出てまいるのではないかというふうに思っています。</p> <p>ちょうど折しも長野県の例も、いわゆる教育振興計画というような考え方について説明をしながら、意見を拝聴しているというような内容のようですので、やっぱり長野県の教育振興計画を大綱として位置づけるかどうか的な考え方でこういう資料があるのではないかというふうに考えています。</p> <p>そういった意味でいうと、繰り返しますが、日田市総合教育会議を4月以降早い段階で設置をする必要から、今考えられますのは、大綱的なものをどう取り扱うかというのを市長、それから各教育委員さんを交えての意見交換の会議ではないかというふうに考えております。</p> <p>それから、年中定期的な開催というのは、実はこの中でも余り考えられていないような感じであります。つまり、いじめの問題でありますとか、そういう大きな問題、それから例えば放課後対策とかいうのは、市町村レベルで言われておりますので、そういった具体的な当面の課題がテーマになろうかと思っておりますので、一度で解決できねば次の会議とかいうのは当然考えられるんですけど、いわゆる私ども教育委員会のように定例的なものの開催ではないだろうというふうに考えております。</p>

<p>永山委員長</p>	<p>総合教育会議で取り扱う前には、私どもの教育委員会だけのサイクルでの協議というのは出てくるのではないかと考えます。また、そこで一定の考え方を整理した上で市長との考え方の協議を行うとか、例えばそういうふうな形ではないかというふうに考えています。</p> <p>ほかに御意見、御質問ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。</p> <p>では、協議事項、教育委員会制度の改革について、この程度の、まとめは特にはいい。</p> <p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>では、次に移ります。報告事項、報告第35号、お願いします。</p>
<p>書記</p>	<p>それでは、別冊2の報告事項の1ページをごらんください。</p> <p>報告第35号平成26年11月期分寄附採納についてでございます。</p> <p>香典返しが1件、地区寄附が2件、一般寄附が4件ございました。</p> <p>まず、香典返しの寄附採納ですが、市内鈴連町の井上様から小野小学校へ図書購入費として1万円を御寄附いただいております。</p> <p>続きまして、地区寄附ですが、石井小学校の育友会長様から石井小学校へ図書カード3万円相当を御寄附いただいております。</p> <p>また、大分三菱自動車販売会社様から、若宮小学校へ「あいさつ看板」6万4,800円相当を御寄附いただいております。大分三菱自動車販売会社様は、若宮小学校の通学路に面しておりましたことから、同社の改装に伴いまして、あいさつ看板を設置していただいたものでございます。</p> <p>次に、一般寄附でございます。</p> <p>1番目に、株式会社光会館様から、社会教育課を通しまして日隈公民館と光岡公民館にマッサージチェア2台、129万6,000円相当を寄附いただいております。この御寄附につきましては、同社が創立40周年ということで、施設の近隣の住民の皆様への感謝の意味を込めて、御寄附いただいたものでございます。</p> <p>次に、大牟田市の向坂様から、世界遺産登録推進事業支援寄附金として1万円を御寄附いただいております。向坂様は咸宜園門下生の御子孫でありまして、先日行われました国際シンポジウムの開催の折に、欠席の御連絡と一緒に御寄附をいただいたものでございま</p>

	<p>す。</p> <p>次に、福岡市のプロレスリング華激様から、いじめ撲滅事業へ3万円の御寄附をいただいております。この御寄附につきましては、いじめ撲滅チャリティー及び障害者支援チャリティーとして11月に開催されましたプロレスイベントの入場料の売り上げの一部をいただいたものでございます。</p> <p>次に、大分合同新聞社様と大分合同新聞プレスセンター会様から、三隈中学校へ書籍51冊と書棚1台、5万円相当を御寄附いただいております。これは大分合同新聞の創刊120周年記念事業として、御寄附いただいたものでございます。</p> <p>11月期につきましては、以上7件でございます、金額が5万円と物品相当額が144万800円となっております、合計149万800円相当の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第35号につきましては、以上でございます。</p>
永山委員長	<p>報告第35号について、御質問ありませんか。</p> <p>では、次の報告事項、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>報告第36号平成26年度体力・運動能力等調査についてでございます。</p> <p>体力調査の関係につきましては、10月中に結果が来ておりまして、報告がこの月になったことをおわびを申し上げます。</p> <p>資料につきましては、2ページからとなっております。</p> <p>初めに、3ページから5ページをごらんいただきますと、3ページが小学校の男子、4ページが小学校の女子、5ページ、中学校の男女、それぞれ運動能力調査8項目の測定値結果を示しております。</p> <p>3ページをごらんください。小学校男子のところの説明を申し上げます。</p> <p>まず、太枠で囲んでいるところについてですが、全国・県平均の両方を上回っているものでございます。グレーの網かけ部分でございますけれども、全国・県平均の両方を下回っているものでございます。ただし、数値の前にアスタリスクと言われるマークをつけております種目につきましては、グレーの網かけの中でも測定の誤差を考慮した場合に、全国平均以上または全国平均と同程度と認められる種目を示しております。</p> <p>各学年男女別に8項目について体力調査を行っているところでござ</p>

ざいます。

3ページの小学校の男子と4ページの小学校の女子の結果からまとめて申し上げますと、小学校全体では全国平均以上または全国平均と同程度と認められる項目数は、全ての項目の半数を大きく上回っているところでございます。

大分県平均も上回っている状況でございます。

項目別に見ていきますと、左から2列目にあります上体起こし、回数で示しておりますので、簡単に申せば腹筋と言われるものになりますけれども、ここに課題が残る結果となっております。

次に、5ページ、中学校の男女の結果をごらんください。中学校全体も小学校と同じように見ていきますと、全国平均以上または全国平均と同程度と認められる種目数が全ての項目の中で半数を大きく上回っている状況でございます。

大分県の平均も大きく上回っている状況でございます。

次に、6ページから8ページまでは、運動能力総合評価について日田市、大分県、全国の割合を示しています。総合評価と申しますのは、8項目、調査項目であります8項目の測定数値を点数化しまして、個人の合計点を算出したものをAからEの5段階であらわしたものであるということになります。Aのほうが高い数値ということになります。現在、市教委では、DプラスE層（低体力層）を減らすことを一つの目標に掲げております。

6ページの小学校男子で見ますと、DプラスE層の割合が、第2学年、3学年、4学年、6学年、数字を斜体で示しておりますところですが、全国・県平均の両方を上回っている結果となっておりますことから、4つの学年においてDプラスE層を減らしていくということが課題として上げられております。

7ページ、同じように見ていきますと、小学校の女子では、3つの学年でDプラスE層の割合が全国・県平均両方を上回っております。第2学年、第3学年、第6学年という結果でございました。

8ページ、中学校の男女全体を見ますと、DプラスE層の割合は、男女を問わず全ての学年で県平均を下回っておりますことから、県の平均に比べますとDプラスE層の割合は少ないということとなります。

このDプラスE層の低体力層を減らす目標でございますけれども、小学校で学年別には20%から30%、中学校で学年別に15%から30%程度まで減らすことを目標の一つにしております。

小学校では、各学年男女別に見てみますと、約半数が目標に届い

ていないという結果となっております。

中学校では、中1の男子を除いては今の目標に全て届いている状況でございます。

最後に9ページ、運動・生活習慣についてのアンケート調査の結果でございます。

太枠で示しているところは、プラス評価が5%以上ある項目でございます。グレーの網かけにつきましては、マイナス評価について5%以上県の平均等と差がある項目を示しております。

小学校を見てもみますと、日田市の値と大分県の値に大きな開きはございません。

中学校の下段のほうを見てもみますと、運動部への所属率や運動の機会や量については、県全体と比較して高い割合を示しておりますが、運動することが好きという回答の児童生徒の割合が、県平均を大きく下回っております。小学校中学校ともに運動することが好きと答える生徒の割合を60%から85%までふやすことも一つの目標にしております。

現在、その目標を小中学校ともに下回っており、今後の大きな課題というふうに捉えているところでございます。

今申し上げましたように、低体力層の割合を減らすということと、運動することが好きと答える児童生徒の割合をふやすということ、このことが課題でございますけれども、まずは運動することに興味を持つ、あるいは自然と体を動かすことが課題の解決につながっていくと考えておりますことから、今後の取り組みとしましては、1つ目に「日常的・繰り返し」、2つ目に「短時間」、3つ目に「ゲーム性」ということをキーワードにした体育活動の充実に現在取り組んでいるところでございます。

2つ目としましては、授業改善でございます。これは学力などと同じように新大分スタンダードによる問題解決的な展開の授業、つまり児童生徒主体の授業づくりということが欠かせないと考えております。

加えて3つ目としましては、現在、小学校に体育専科教員が2名配置されております。中学校には、体力向上推進教員が1校におります。この教員等の取り組みを中心に、各学校に取り組みが広がっていくように、さらに取り組みを進めているところでございます。

資料にはございませんけれども、現在、大分県は体力については公表を行っておりません。ただ、私どもで得ている情報としましては、今回小学校5年生と中学校2年生を対象とした全国の悉皆調査

	<p>においては、日田市の中学校男子については、県下でトップクラスにあるという情報を得ております。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>報告第36号体力・運動能力等調査について、御質問ありませんか。よろしいですか。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり)</p> <p>では、その他に入ります。</p> <p>1月期定例教育委員会会議の日程について、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>1月期でございますけど、1月30日金曜日、午後3時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
永山委員長	<p>30日ですね、他に連絡事項などありますか。はい、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>学校給食課でございます。報告を一つさせていただきたいと思いません。</p> <p>学校給食施設が老朽化しておりまして、その対応についてでございますが、例えば大山の共同調理場は建築以来24年、天瀬共同調理場は19年程度経過しております。</p> <p>そういうのを踏まえまして、今後、施設を含めて調理器具等の老朽化も進み、故障などが多発することが予想されております。それで、また児童生徒の減少も予想されておりますが、安全で安心な給食を効率的に提供するため、いわゆる再編成も含めましたところで、今後検討してまいりたいと考えております。遅くとも27年度中には方向性を決めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
永山委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>そのほか何か連絡事項はありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、何もなければ、本日の12月定例教育委員会をこれで閉会いたします。皆様お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時48分</p>